



令和2年度

新潟市交通安全実施実績

新潟市交通安全対策会議

目 次

I 重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止

- 1 教育・啓発の推進 1

第2章 歩行者及び自転車の安全確保

- 1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備 3
- 2 事故防止対策の推進 3
- 3 教育・啓発の推進 4

第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

- 1 着用意識の普及啓発 6

第4章 飲酒運転の根絶

- 1 広報・普及活動の強化 7

II 分野別の施策

第1章 道路交通環境の整備

- 1 道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進 8
- 2 総合的な駐車対策の推進 10
- 3 交通需要マネジメント（TDM）による交通事故防止対策の推進 11
- 4 その他の道路交通環境の整備 12

第2章 交通安全思想の普及啓発

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 13
- 2 効果的な交通安全教育の推進 18
- 3 地域社会における交通安全意識の高揚 19
- 4 交通安全に関する普及啓発活動の推進 20

第3章 道路交通秩序の維持

- 1 暴走行為をさせないための環境づくりの促進 21

第4章 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急環境の整備拡充 22

第5章 交通事故被害者対策の推進

- 1 交通事故被害者対策の充実・強化 23
- 2 交通事故相談の活動強化 24

III 踏切道の安全についての施策

- 1 踏切道の交通安全対策の推進 26

I 重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止

1 教育・啓発の推進

(1) 高齢者の交通安全教育の充実

実施機関	県県民生活課，区交通安全主管課，市市民生活課
参加・体験・実践型交通安全教育の推進	
○ 各季交通安全運動等を捉えた，参加・体験・実践型交通安全教育の実施	
＜主な行事＞	
・街頭広報における交通事故防止広報	
・反射材の見え方実験	
・高齢者交通安全教室や高齢者宅訪問（講話，反射材配布など）	
○ 県民運動「いきいきクラブチャレンジ100」の実施，広報，支援	
○ 高齢者世帯への訪問による交通事故防止広報	

(2) 高齢運転者対策の推進

実施機関	市市民生活課
○ 高齢者の運転免許証返納の支援	
運転に不安のある高齢者が免許証を返納しやすいよう区バスの半額乗車，市内ハイヤー，タクシー運賃1割引きとなる事業を実施し，高齢者の交通事故防止を図った。	
＜対 象＞	
市内に住所を有する65歳以上の人で運転免許証の自主返納などにより「運転経歴証明書」の交付を受けた者	
＜支援内容＞	
運転経歴証明書の提示で以下の支援を実施	
・市の支援 区バスの半額乗車	
・タクシー事業者による支援 タクシー運賃1割引き	
○ 高齢者安全運転サポート事業	
高齢運転者の加害事故を防止するため，心身機能低下による危険発生を避ける安全運転（補償運転）や衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援機能を備えた安全運転サポート車（通称：サポカー）に関する広報啓発を行うとともに，自己の運転能力の変化を認識できる運転能力診断やサポカー試乗，グループワーク形式の交通安全プログラム（いきいき運転講座）などを行う体験会を市内4箇所で開催した。	

区	実施日	会場
北区	3月10日(水)	北区役所
江南区	10月20日(火)	横越地区勤労者総合福祉センター
南区	9月30日(水)	白根中央自動車学校
西蒲区	2月27日(土)	西蒲地区交通安全センター

(3) 地域・家庭ぐるみの交通安全運動の推進

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<p>○ 参加型の交通安全運動の充実</p> <p>各季の交通安全運動等の実施にあたっては，関係機関・団体に対する新潟市要綱の配布，市報，ホームページへの掲載により，事前に運動の趣旨，実施期間，重点，実施計画について，広く市民に周知を図った。</p> <p>○ 重点としての積極的な取り組み</p> <p>各季交通安全運動等において，「高齢者の交通事故防止」，「横断歩道の歩行者優先」を運動の重点として継続的に取り上げ，広く市民に周知を図った。</p>	

(4) 安全意識・保護意識の啓発強化

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<p>日没時間の早まる秋以降，夕暮れ時から夜間にかけて，道路を歩行中の高齢者が交通事故に遭う危険性が高まることから，市報やホームページ，ラジオといった各種広報媒体を活用し，ドライバーに対し，次の事項の啓発を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転への集中と歩行者等の早期発見 ・ 早めのライト点灯と上向き，下向きのこまめな切り替え ・ 交通状況に応じた車間距離の保持と安全速度の励行 ・ 意識的な安全確認の励行 <p>また，市役所本庁舎において，日没時間を掲示して市民及び職員の交通事故防止意識を高めた。</p>	

第2章 歩行者及び自転車の安全確保

1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

(1) 歩行空間の整備・改良

実施機関	市土木総務課
通学路等の歩道整備等の推進	
○ 方針	
通学路交通安全プログラムや未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果に基づき対策を実施し、関係機関と連携をとりながら、小学校に通う児童や幼児の通行の安全を確保する。	
○ 内容	
歩行者のための道路空間の整備 路肩や交差点のカラー化等の対策を進める。	
事業種別	事業量
通学路交通安全プログラム	52箇所
未就学児が日常的に集団で移動する経路	10箇所

2 事故防止対策の推進

(1) 自転車利用環境の総合整備

実施機関	市土木総務課
平成21年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、歩行者の安全確保と自転車の交通事故の削減のため、主に「自転車は原則車道の左側通行」を啓発する自転車走行空間等を整備した。	
事業種別	事業量
対策箇所	16.5km

(2) 安全で快適な自転車利用環境の創出

実施機関	県警察本部交通規制課
道路環境や交通実態の変化等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、普通自転車歩道通行可等の交通規制の見直しを実施し歩行者及び自転車の安全な通行を確保した。	
事業種別	事業量
普通自転車歩道通行可の実施	1 区間
普通自転車歩道通行可の廃止	17 区間
自転車横断帯の廃止	129 本

3 教育・啓発の推進

(1) 効果的な交通安全教育の推進

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<p>○ 参加型の交通安全運動の充実</p> <p>各季の交通安全運動等の実施にあたっては、関係機関・団体に対する新潟市要綱の配布、市報、ホームページへの掲載により、事前に運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く市民に周知を図った。</p> <p>○ 重点としての積極的な取り組み</p> <p>各季交通安全運動等において、「高齢者の交通事故防止」及び「横断歩道の歩行者優先」を運動の重点として継続的に取り上げ、広く市民に周知を図った。</p> <p>○ 学校に対する交通安全資料の配布</p> <p>各小・中学校に交通ルール・マナーの遵守を盛り込んだ啓発チラシを配布した。</p>	

(2) 交通安全運動を通じた意識啓発

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<p>関係機関・団体に対する新潟市要綱の配布，市報，ホームページへの掲載により，事前に運動の趣旨，実施期間，重点，実施計画について，広く市民に周知を図り，市民参加型の交通安全運動の充実と民間団体及び交通安全ボランティアの参加促進に努めた。交通安全運動における主な行事は以下の通り。</p> <p>○ 歩行者の安全確保</p> <p>＜主な行事＞</p> <ul style="list-style-type: none">・小学生及び中学生を対象とした，登校時間帯における通学路の主要交差点での街頭指導・新1年生対象の交通安全教室 <p>○ 自転車利用者の安全確保</p> <p>＜主な行事＞</p> <ul style="list-style-type: none">・自転車利用者への的を絞って，自転車安全利用五則に基づいた街頭指導・自転車利用の多い中学生や高校生に対して，保険加入の呼び掛け	

第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

1 着用意識の普及啓発

(1) 交通安全教室を通じた着用意識の啓発

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
幼児，高齢者対象の交通安全教室において，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用方法と，被害軽減効果を広く市民に周知し，着用の促進を図った。	

(2) 交通安全運動での重点的取組みの推進

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
各季交通安全運動等の重点として取り上げ，シートベルトの全席着用及びチャイルドシートの使用徹底について，反復継続して広報を実施した。	

(3) 効果的な広報の実施

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
ホームページ等を活用して，県内のシートベルト着用率及びチャイルドシート使用率について広報を実施し，併せて着用の必要性等について注意喚起を行った。	

第4章 飲酒運転の根絶

1 広報・普及活動の強化

(1) 運転者への働きかけ

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
○ 交通安全教室における飲酒運転防止の指導	
○ 市報，ホームページ，ラジオを活用した飲酒運転の悪質性及び危険性についての啓発	

(2) 飲食店等酒類提供者への働きかけ

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
飲酒機会が増える12月を捉え，冬の交通事故防止運動を通じて，飲食店等を訪問し，飲酒運転根絶を呼びかけるポスターの掲示依頼を行ったほか，酒類を提供する側にも飲酒運転をさせない環境づくりを呼びかけ，交通安全意識の高揚を図った。	

(3) その他

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<ul style="list-style-type: none">・ 事業所に対し，職場ぐるみの飲酒運転根絶を呼びかけた。・ 各季交通安全運動で重点として取り上げ，広報啓発を強化した。 特に冬の交通事故防止運動では，リーフレットを活用し飲酒運転の厳罰化を周知した。・ 交通安全指導車による巡回を実施し，飲酒運転防止を広報した。・ 街頭や商業施設において，チラシや啓発品を配布して，飲酒運転の根絶と事故防止を呼びかけた。	

II 分野別の施策

第1章 道路交通環境の整備

1 道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(1) 歩道整備・交差点改良・交通安全施設等の整備

実施機関	新潟国道事務所	
歩行者，自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するため，交差点改良，防護柵及び標識の新設，区画線（新潟維持管内）を実施した。（直轄国道）		
	事業種別	事業量
一種	事故対策（交差点改良等）	4箇所
二種	区画線	44km

実施機関	市土木総務課・市道路計画課	
歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設，舗装，防護柵等の施設整備を計画的に実施した。（補助国道・県道）		
	事業種別	事業量
一種	歩道	1,451m
	自転車歩行者道及び 自転車走行帯	6,120m
	交差点改良	5箇所
	段差切り下げ・点字ブロック	0箇所
二種	道路照明	17基
	防護柵	3,008m
	道路標識	2基
	区画線	12,102m
	道路反射鏡	0基
	視線誘導標	30本
	自転車駐輪場	0箇所

実施機関	市土木総務課・市道路計画課	
歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設，舗装，防護柵等の施設整備を計画的に実施した。（市道）		
	事業種別	事業量
一種	歩道	1,637m
	自転車歩行者道及び 自転車走行帯	9,670m
	交差点改良	2箇所
	段差切り下げ・点字ブロック	6箇所
二種	道路照明	47基
	防護柵	297m
	道路標識	7基
	区画線	1,115m
	道路反射鏡	71基
	視線誘導標	81本
	自転車駐輪場	0箇所

実施機関	県警察本部交通規制課
交通事故多発箇所や歩行者の安全な横断確保等を主眼において信号機の設置効果を検討のうえ，計画的な整備を推進した。	

実施機関	県県民生活課				
交通事故多発地点や高齢者の関わる交通事故発生箇所及び防犯対策として，緊急に交通安全施設の整備を行った。					
	<table border="1"> <tr> <td>整備実績</td> <td>事業費</td> </tr> <tr> <td>全県 22 箇所</td> <td>27,917 千円</td> </tr> </table>	整備実績	事業費	全県 22 箇所	27,917 千円
整備実績	事業費				
全県 22 箇所	27,917 千円				

(2) ゾーン 30 の推進による人優先の安心・安全な歩行空間の創出

実施機関	県警察本部交通規制課，市土木総務課
道路管理者と緊密な連携を図り住民の意見を踏まえながらゾーン設定を行い地区内において最高速度 30 km/h の区域規制を実施し地区内における歩行者・自転車の通行の安全を図った。	
ゾーン 30 累計整備箇所数（令和 2 年度末現在） 39 箇所	

(3) 交通安全緊急施設整備の実施

実施機関	県警察本部交通規制課，市土木総務課
関係道路管理者等との現場点検により道路標示整備など安全対策を実施した。	

2 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図るため，交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進した。

(1) 自転車駐車対策の推進

実施機関	市土木総務課						
平成 21 年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき，各駅前自転車駐車場及び周辺道路に放置された自転車の整理，撤去を推進し，駐車場利用の円滑化を図った。							
<table border="1"><thead><tr><th>事業種別</th><th>事業量</th></tr></thead><tbody><tr><td>自転車整理場所</td><td>26 駅 50 人</td></tr><tr><td>自転車撤去場所</td><td>28 駅 75 駐輪場</td></tr></tbody></table>		事業種別	事業量	自転車整理場所	26 駅 50 人	自転車撤去場所	28 駅 75 駐輪場
事業種別	事業量						
自転車整理場所	26 駅 50 人						
自転車撤去場所	28 駅 75 駐輪場						

(2) 違法駐車対策の推進

実施機関	市市民生活課
交通事故，交通渋滞や公共輸送機関等，交通障害の要因の一つとなる違法駐車を防止するため，「違法駐車等の防止に関する条例」に基づく違法駐車防止活動を行い，広報啓発を推進した。	

3 交通需要マネジメント（TDM）による交通事故防止対策の推進

(1) 交通システム高度化事業

実施機関	市都市交通政策課，新潟交通株式会社乗合バス部										
<p>本市における交通政策の基本方針となる「にいがた都市交通戦略プラン」に基づき，交通事業者や関係機関などと連携・協力しながら，移動しやすい都市内の交通環境の実現に向けた環境整備やモビリティ・マネジメントによる公共交通の利用促進に取り組んだ。</p> <p>また，新潟駅から青山地区間におけるBRTならびにバス路線再編からなる新バスシステムのさらなる改善に取り組んだ。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域交通改善事業</td> <td rowspan="7">234,962 千円</td> </tr> <tr> <td>公共交通利用促進事業</td> </tr> <tr> <td>バス利便性向上事業</td> </tr> <tr> <td>新たな交通推進事業</td> </tr> <tr> <td>新バスシステム評価委員会運営事務</td> </tr> <tr> <td>情報案内管理</td> </tr> <tr> <td>多言語対応バスシステム等拠点性向上事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業種別	事業量	地域交通改善事業	234,962 千円	公共交通利用促進事業	バス利便性向上事業	新たな交通推進事業	新バスシステム評価委員会運営事務	情報案内管理	多言語対応バスシステム等拠点性向上事業
事業種別	事業量										
地域交通改善事業	234,962 千円										
公共交通利用促進事業											
バス利便性向上事業											
新たな交通推進事業											
新バスシステム評価委員会運営事務											
情報案内管理											
多言語対応バスシステム等拠点性向上事業											

(2) 生活交通確保維持・強化事業

実施機関	市都市交通政策課									
<p>生活交通であるバスは，特に高齢者や学生などにとっては，なくてはならない交通手段であることから，生活交通を確保維持し，強化するための各種事業に取り組んだ。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス交通等補助金（路線バス運行費補助金）</td> <td rowspan="6">388,784 千円</td> </tr> <tr> <td>区バス運行事業費</td> </tr> <tr> <td>住民バス運行費補助金</td> </tr> <tr> <td>区内の生活交通社会実験</td> </tr> <tr> <td>生活交通バリアフリー化推進事業</td> </tr> <tr> <td>交通・福祉分野協働による新たな移動手段構築モデル事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業種別	事業量	バス交通等補助金（路線バス運行費補助金）	388,784 千円	区バス運行事業費	住民バス運行費補助金	区内の生活交通社会実験	生活交通バリアフリー化推進事業	交通・福祉分野協働による新たな移動手段構築モデル事業
事業種別	事業量									
バス交通等補助金（路線バス運行費補助金）	388,784 千円									
区バス運行事業費										
住民バス運行費補助金										
区内の生活交通社会実験										
生活交通バリアフリー化推進事業										
交通・福祉分野協働による新たな移動手段構築モデル事業										

(3) 公共交通の利便性向上

実施機関	県警察本部交通規制課，市都市交通政策課
○ 方針	路線バスの定時性を確保することにより，マイカーから路線バスへの利用転換を促す。
○ 内容	新潟交通では，路線バスのダイヤ設定を工夫するなど「時間通りに走る」取り組みを推進しており，本市としてもバスの定時性確保に向けた施策が継続して展開されるよう，事業者との情報共有に努めた。

4 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路利用者の視点を生かした道路環境の整備

実施機関	県警本部交通規制課				
「標識BOX」，「信号機BOX」への意見を参考として，道路交通環境の整備へ反映させた。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路交通環境の整備</td> <td>要望箇所への道路標識の設置や信号機の改良等の整備を行った。</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	事業内容	道路交通環境の整備	要望箇所への道路標識の設置や信号機の改良等の整備を行った。
事業種別	事業内容				
道路交通環境の整備	要望箇所への道路標識の設置や信号機の改良等の整備を行った。				

(2) 子どもの遊び場等の確保

実施機関	市公園水辺課																						
路上遊戯等による交通事故を防止するため，以下の事業を推進した。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業種別</th> <th colspan="2">事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">都市公園等の設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新設及び面積増</td> <td>街区公園等</td> <td>13箇所</td> <td>14,312㎡</td> </tr> <tr> <td>緑地等</td> <td>0箇所</td> <td>0㎡</td> </tr> <tr> <td>借地公園等</td> <td>0箇所</td> <td>0㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>13箇所</td> <td>14,312㎡</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別		事業量		都市公園等の設置				新設及び面積増	街区公園等	13箇所	14,312㎡	緑地等	0箇所	0㎡	借地公園等	0箇所	0㎡	合計		13箇所	14,312㎡
事業種別		事業量																					
都市公園等の設置																							
新設及び面積増	街区公園等	13箇所	14,312㎡																				
	緑地等	0箇所	0㎡																				
	借地公園等	0箇所	0㎡																				
合計		13箇所	14,312㎡																				

第2章 交通安全思想の普及啓発

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対して、道路を通行するために必要な基本的な知識を身につけさせるため、幼児の特性に十分配慮した柔軟な交通安全教育を推進し、紙芝居や映写等の各種教材を活用し、分かりやすい指導に努めた。

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課								
幼稚園・保育園等において，年1回以上交通安全教室を実施することを目標とした。									
○ 各区で対象としている幼稚園・保育園等の幼児教育施設数と実施数									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
対象の 幼児教育 施設数	30	52	59	30	29	18	49	21	288
実施施設数	20	39	57	26	26	16	43	9	236

実施機関	県警察本部交通企画課	
各警察署において，以下の通り幼児に対する交通安全教育を実施した。		
○ 交通安全教育実施状況		
	事業名	実施数
幼児交通安全教室	新潟北	1回
	新潟東	0回
	新潟	1回
	新潟中央	0回
	江南	0回
	秋葉	0回
	新潟南	15回
	新潟西	0回
	西蒲	11回
	合計	28回

(2) 児童生徒に対する交通安全教育

学校においては、教育課程に基づき、効果的な交通安全指導が行われるよう、次の事業を推進し、交通状況に応じて安全に道路を通行するために必要な知識や意識の育成を図った。

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課								
全市立小・中学校に対して，年1回以上交通安全教室を実施することを目標とした。									
○ 各区で対象としている小学校・中学校施設数と実施数									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
小学校 施設数	11	12	18	10	12	11	19	13	106
実施施設数	2	6	5	9	6	6	12	4	50
中学校 施設数	8	8	9	7	6	6	8	6	58
実施施設数	1	0	0	1	0	1	0	5	8

実施機関	市市民生活課
○ 交通安全資料の配布	
新たに小学校，中学校へ入学する児童及び生徒の保護者を対象とした，交通安全啓発チラシを各学校へ配布した。	
＜配布枚数＞ 小学校：約 6,800 枚 中学校：約 7,400 枚	

実施機関	市市民生活課，県民生活課，日本赤十字社県支部
○ 交通安全帽の交付	
運転者の交通事故防止意識を醸成し，人命の尊さを認識させるとともに，児童を交通事故から守ることを目的に，全小学校の新入学児童に交通安全帽（黄色い帽子）を交付した。	

実施機関	市教育委員会学校支援課
○ 「黄色いワッペン」の配布	
市内全小学校の新入学児童全員に「黄色いワッペン」を配布するにあたり，贈呈式を3月中に予定していたが，新型コロナウイルス感染拡大に伴い，中止となった。なお，「黄色いワッペン」は3月中に配布した。	

実施機関 県警察本部交通企画課

各警察署において、以下の通り児童生徒に対する交通安全教育を実施した。

○ 各種交通安全教育実施状況

事業名	事業内容	署別	実施数
交通安全教室	各種交通安全指導	新潟北	0回
		新潟東	0回
		新潟	3回
		新潟中央	0回
		江南	0回
		秋葉	0回
		新潟南	1回
		新潟西	2回
		西蒲	0回
		合計	6回
自転車教室	自転車の安全利用指導	新潟北	1回
		新潟東	1回
		新潟	1回
		新潟中央	2回
		江南	12回
		秋葉	0回
		新潟南	9回
		新潟西	5回
		西蒲	5回
		合計	36回
二輪車講習会	高校生の二輪車指導	新潟北	0回
		新潟東	0回
		新潟	0回
		新潟中央	0回
		江南	0回
		秋葉	2回
		新潟南	0回
		新潟西	1回
		西蒲	2回
		合計	5回

(3) 成人等に対する交通安全教育

交通安全意識の向上，運転者としての社会的責任の自覚，交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解の向上を図るため，交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課								
自治会等，団体からの要請に応じて交通安全教室を実施した。									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
実施回数	0	17	14	3	0	0	14	0	48
参加人員	0	446	189	40	0	0	281	0	956

実施機関	県警察本部交通企画課		
各警察署において，以下の通り成人等に対する交通安全教育を実施した。			
○ 交通安全教育実施状況			
事業名	事業内容	署別	実施数
各種講習会	運転者講習会	新潟北	2回
		新潟東	5回
		新潟	2回
		新潟中央	6回
		江南	8回
		秋葉	0回
		新潟南	4回
		新潟西	11回
		西蒲	3回
		合計	41回

(4) 高齢者に対する交通安全教育

「交通事故に遭わない、起こさない」という意識を高齢者一人ひとりに普及させるため、関係機関・団体と連携して交通安全教室を実施し、座学のほか、「参加・体験・実践型」の交通安全教育を推進した。

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課								
高齢者に対する交通安全教室を実施した。									
区別	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
実施回数	1	31	11	0	3	1	14	0	61
参加人員	30	585	205	0	64	30	381	0	1,295

実施機関	県警察本部交通企画課		
各警察署において、以下の通り高齢者に対する交通安全教育を実施した。			
○ 交通安全教育実施状況			
事業名	事業内容	署別	実施数
高齢者交通安全教室	腹話術，講話等	新潟北	1回
		新潟東	4回
		新潟	3回
		新潟中央	0回
		江南	3回
		秋葉	2回
		新潟南	1回
		新潟西	4回
		西蒲	2回
		合計	20回

2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 交通安全指導者の養成

県、警察等と連携をとり、交通安全指導者及び交通安全担当職員を対象とした各種研修を実施、または支援することにより、指導者の養成を図った。

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<ul style="list-style-type: none">○ 街頭指導者実技講習会の開催○ 交通安全指導員等対象の交通安全教育講習会の開催○ 県が実施する各種研修会の支援	

実施機関	県県民生活課
<ul style="list-style-type: none">○ 幼児交通安全教育指導研修会<ul style="list-style-type: none">・ 実施時期 10月・ 実施方法 書面開催(資料配付) 市町村及び県内の保育所，幼稚園，認定こども園等へ配付・ 教育内容 幼児に関する交通事故の現状及び効果的な交通安全指導に関する研修資料の配付○ 交通指導員研修会<ul style="list-style-type: none">・ 実施時期 11月・ 実施会場 2会場（うち市内1会場：新潟県交通安全協会会館）・ 参加者数 84人（11月18日：新潟会場 53人）・ 教育内容 講演，講義，演習	

3 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 地域，家庭，学校等における交通安全教育の推進

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課								
<p>○ 地域における交通安全教育の推進 各区交通安全指導員，警察，交通安全協会と連携を図りながら，地域の実情に応じた交通安全教育を推進した。</p> <p>○ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 諸行事に対する支援，各団体への補助金交付により，主体的な活動を促進した。 また，各季交通安全運動等の要綱，交通事故概況等の交通安全資料を関係機関・団体へ定期的に提供した。</p> <p><補助金の交付></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>補助金交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市交通対策協議会</td> <td>2,310 千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全協会（8 地区）</td> <td>675 千円</td> </tr> <tr> <td>校区交通安全推進協議会</td> <td>8,941 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><交通安全関係資料の提供先> 警察署，交通安全協会，幼稚園・保育園等，学校，老人クラブ連合会， 高齢者交通安全推進員，校区交通安全推進協議会 など</p>		団体名	補助金交付額	新潟市交通対策協議会	2,310 千円	交通安全協会（8 地区）	675 千円	校区交通安全推進協議会	8,941 千円
団体名	補助金交付額								
新潟市交通対策協議会	2,310 千円								
交通安全協会（8 地区）	675 千円								
校区交通安全推進協議会	8,941 千円								

(2) 効果的な広報の実施

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市報にいがた，区だより及びホームページによる広報 ○ 報道機関（テレビ，ラジオ，新聞）の取材，協力による広報 ○ ポスター，チラシ，懸垂幕，市政情報モニター，防災行政無線による広報 ○ 交通安全指導車による巡回広報 ○ 地域住民や生徒，学生等と一体となった広報 ○ 交通死亡事故多発警報発令時，死亡事故発生時における緊急的な広報 	

4 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動等の推進

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<p>市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため，地域住民の参加のもと，次の市民運動により広報啓発活動を展開した。</p>	
<p>○ 春の全国交通安全運動 実施期間： 4月6日（月）～ 4月15日（水）</p> <p>＜主な行事＞ ・街頭指導所の開設 ・シルバードライビングスクール など</p>	
<p>○ 夏の交通事故防止運動 実施期間： 7月22日（水）～ 7月31日（金）</p> <p>＜主な行事＞ ・街頭指導所の開設 ・特産品の配布を通じた広報啓発活動 など</p>	
<p>○ 秋の全国交通安全運動 実施期間： 9月21日（月・祝）～ 9月30日（水）</p> <p>＜主な行事＞ ・交通安全運動出発式 ・高齢者自動車安全教室 など</p>	
<p>○ 冬の交通事故防止運動 実施期間： 12月11日（金）～ 12月20日（日）</p> <p>＜主な行事＞ ・クリスマス交通安全教室 ・飲食店訪問指導 など</p>	

(2) 交通安全功労者の表彰

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
<p>長年に渡り交通安全活動を実施している団体・個人に感謝状を贈呈することにより，交通安全意識の高揚を図り，市内の交通安全に関する講話を行った「新潟市交通安全功労者表彰式」を開催した。</p>	
<p>期日：10月21日（水） 会場：新潟市役所 功労者：4団体，13名</p>	

第3章 道路交通秩序の維持

1 暴走行為をさせないための環境づくりの促進

実施機関	県民生活課
県暴走族対策連絡協議会（事務局：県民生活課）において、関係機関・団体等と連携を強化し、暴走族の追放を呼びかけ、県民の意識向上を図った。	

実施機関	区交通安全主管課，市市民生活課
交通安全教室等の機会を捉えて安全運転指導の充実に努め、暴走行為をさせないための環境づくりを推進した。	

第4章 救助・救急活動の充実

1 救助・救急環境の整備拡充

(1) 応急手当の知識普及・啓発活動

実施機関	市消防局
<p>多くの救急・救助活動を円滑に実施するとともに、市民の安全確保を図るため、市民及び事業所等の関係機関の協力を得ながら、応急手当講習会を各消防署において随時開催し、応急手当の普及啓発に努めた。</p>	
実施内容	件数等
交通事故による救急出動件数	1,864件
交通事故による救急搬送人員	1,800人
交通事故による救助出動件数	44件
交通事故による救助人員	31人
救急自動車保有台数	33台
救助工作車等保有台数	9台
一般救命講習開催	5回 (125名)
救命入門コース(45分)	77回 (2,045名)
救命入門コース(90分)	146回 (2,315名)
普通救命講習開催(3時間講習)	109回 (1,535名)
上級救命講習開催(8時間講習)	3回 (64名)

第5章 交通事故被害者対策の推進

1 交通事故被害者対策の充実・強化

実施機関	県県民生活課
<p>○ 公益財団法人新潟県交通遺児基金の交通遺児支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 父母等が交通事故により死亡し、又は重度の後遺障害を受けた未就学児、児童及び生徒に対する激励事業等を行い、もって交通遺児等の健やかな成長に寄与する。 ・ 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通遺児等に対する奨学手当等の給付 (2) 交通遺児等の激励及び交流事業 (3) 広報・感謝状贈呈事業 等 ・ 対象遺児等 66世帯98人（県全体 R3.3.31現在） 	

実施機関	市市民生活課										
<p>○ 交通遺児激励事業の実施</p> <p>新潟市交通対策協議会による交通遺児激励事業を広く周知し、事業の支援を図った。</p> <p>※新潟市認定交通遺児数 10世帯15人（R3.3.31現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激励金</td> <td>毎年12月に、1名につき30,000円を贈呈。 対象者：15名</td> </tr> <tr> <td>入学・卒業祝い金</td> <td>年度末の3月に、小・中学校に入学、または中学校を卒業予定のお子さま1名につき30,000円を贈呈。 対象者：6名</td> </tr> <tr> <td>ふれ愛のつどい</td> <td>家族同士の親睦を深めることを目的とした旅行を計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。</td> </tr> <tr> <td>交通災害共済加入扶助</td> <td>被害者相互救済制度である新潟県交通災害共済の年会費500円を扶助。 対象者：21名</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	内容	激励金	毎年12月に、1名につき30,000円を贈呈。 対象者：15名	入学・卒業祝い金	年度末の3月に、小・中学校に入学、または中学校を卒業予定のお子さま1名につき30,000円を贈呈。 対象者：6名	ふれ愛のつどい	家族同士の親睦を深めることを目的とした旅行を計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。	交通災害共済加入扶助	被害者相互救済制度である新潟県交通災害共済の年会費500円を扶助。 対象者：21名
事業名	内容										
激励金	毎年12月に、1名につき30,000円を贈呈。 対象者：15名										
入学・卒業祝い金	年度末の3月に、小・中学校に入学、または中学校を卒業予定のお子さま1名につき30,000円を贈呈。 対象者：6名										
ふれ愛のつどい	家族同士の親睦を深めることを目的とした旅行を計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。										
交通災害共済加入扶助	被害者相互救済制度である新潟県交通災害共済の年会費500円を扶助。 対象者：21名										

実施機関	市市民生活課
<p>○ 交通遺児等に関する事業の周知</p> <p>自動車事故対策機構新潟主管支所が行う交通遺児等に対する生活資金等の貸付, 県交通遺児育成基金が行う交通遺児育成のための基金事業並びに学資負担の困難な交通遺児等に対する援助について広く周知を図った。</p> <p>○ 自助グループ活動の支援</p> <p>交通事故遺族が, 定期的に集まり, 話し合うことにより, 問題の解決や克服を図ることを目的とする自助グループ活動の開催を支援した。</p> <p>活動実績 6回開催</p>	

2 交通事故相談の活動強化

実施機関	県県民生活課
<p>交通事故相談所を開設し, 専門の指導員が無料で交通事故被害者等からの相談(電話・面接)に対応した。</p> <p>○ 新潟県交通事故相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所 県庁1回(新潟市中央区新光町4-1) ・相談日時 月～金曜の毎日 9～17時 ※土日・祝日・年末年始は休み ・相談員 3名 ・相談件数 410件(うち新潟市分 電話239件, 面接26件) 	

実施機関 市広聴相談課・市市民生活課

- 市役所，区役所等の関係庁舎において，ポスターや案内カードを活用し，新潟県交通事故相談所等の専門窓口を周知した。
- 交通事故相談及び弁護士による法律相談を実施した。

内 容	件 数
交通事故相談	18 件
民事相談（民事相談員）	8 件
弁護士相談	10 件
公証人相談	0 件
司法書士相談	0 件
人権相談	0 件
行政書士相談	0 件

Ⅲ 踏切道の安全についての施策

1 踏切道の交通安全対策の推進

実施機関	市道路計画課
自動車交通量が多く、歩行者・自転車の安全が十分に確保できていない踏切については、集中する自動車交通の分散策や歩行者・自転車の安全対策を検討した。	